



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・3件(村づくり計画課)..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件(水産課)..... 4
- 土地収用の手続の開始(用地課)..... 5
- 土地使用の手続の開始(用地課)..... 5

公 告

- 建設業者の許可の取消し(技術・建設業課)..... 5
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件(都市計画・モノレール課)..... 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定(教育庁教育支援課)..... 8

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・2件..... 8

告 示

沖縄県告示第462号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	前里清秀	宮古島市城辺字比嘉28番地
理事	仲間英夫	宮古島市城辺字比嘉322番地 5
理事	下地武雄	宮古島市城辺字西里添1031番地西城団地 6 - 101

理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
理事	本村正	宮古島市城辺字比嘉143番地 2
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地 1
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

任期 令和2年7月29日から令和4年7月28日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	前里清秀	宮古島市城辺字比嘉28番地
理事	仲間英夫	宮古島市城辺字比嘉322番地 5
理事	下地武雄	宮古島市城辺字西里添1031番地西城団地 6 - 101
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
理事	本村正	宮古島市城辺字比嘉143番地 2
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地 1
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

沖縄県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり宮古島市城辺下北土地改良

区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	宮國明雄	宮古島市平良字東仲宗根214番地
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	砂川雄司	宮古島市城辺字下里添252番地 5
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
理事	狩俣和男	宮古島市城辺字砂川606番地 5 砂川団地 2 - 202
理事	津波古幸男	宮古島市城辺字下里添376番地 2
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博和	宮古島市城辺字下里添694番地 2

任期 令和2年7月15日から令和4年7月14日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	宮國明雄	宮古島市平良字東仲宗根214番地
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	砂川雄司	宮古島市城辺字下里添252番地 5
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
理事	狩俣和男	宮古島市城辺字砂川606番地 5 砂川団地 2 - 202
理事	津波古幸男	宮古島市城辺字下里添376番地 2
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博和	宮古島市城辺字下里添694番地 2

沖縄県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり宮古島市城辺福東土地改良

区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地 2
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地 4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福里377番地 5 福里団地 B - 302
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地 2
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地 2
理事	伊良部明男	宮古島市城辺字福里1422番地 9
理事	砂川義明	宮古島市城辺字福里1469
理事	与那覇豊	宮古島市城辺字福里1466番地 2
理事	高江洲聡	宮古島市城辺字福里1280番地 3
理事	饒平名辰哉	宮古島市城辺字福里1788
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地16
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地 2

任期 令和2年7月19日から令和4年7月18日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平良盛栄	宮古島市城辺字福里1786番地
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地 2
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地 4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福里377番地 5 福里団地 B - 302
理事	饒平名辰雄	宮古島市城辺字福里1788番地
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地 2
理事	与那覇明弘	宮古島市城辺字福里1466番地 2
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地 2
理事	本永静子	宮古島市城辺字福里1139番地
理事	与那覇金市	宮古島市城辺字福里1462番地
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地16
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地 2

沖縄県告示第465号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、名護加入区について普通損

害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第466号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、池間加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第467号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 収用の手続を開始する土地 那覇市字具志宇知座原、具志3丁目及び字具志白城原地内
- 4 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 那覇市都市みらい部道路建設課

沖縄県告示第468号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 使用の手続を開始する土地 那覇市字具志宇知座原及び具志3丁目地内
- 4 使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 那覇市都市みらい部道路建設課

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
- (2) 商号名 有限会社トミタイ産業
- (3) 代表者名 宮城直樹
- (4) 所在地 豊見城市字与根75番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第5377号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
(2) 商号名 有限会社スタブランニング
(3) 代表者名 赤嶺剛
(4) 所在地 那覇市与儀2丁目7番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第11059号、沖縄県知事 許可(般-29)第11059号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業並びに土木工事業、電気工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業、土木工事業、電気工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
(2) 商号名 沖縄ビル・メンテナンス株式会社
(3) 代表者名 幸地均
(4) 所在地 那覇市曙2丁目8番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11621号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
(2) 商号名 株式会社きゃん電研
(3) 代表者名 喜屋武尚
(4) 所在地 那覇市金城2丁目3番地5 101号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第12659号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
(2) 商号名 沖縄県環境修景施設業協同組合
(3) 代表者名 大野紘詩
(4) 所在地 那覇市泊1丁目16番地4 コンフォートプレステージ泊1丁目203
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11333号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年5月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日
(2) 商号名 有限会社邦栄商事
(3) 代表者名 知念邦雄
(4) 所在地 石垣市宇登野城655番地2 (102)
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13015号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

あった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
- (2) 商号名 建宗工業
- (3) 代表者名 喜屋武宗親
- (4) 所在地 宜野湾市字大謝名205番地グランデ飛水702号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-31)第13663号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
- (2) 商号名 漢那電気
- (3) 代表者名 漢那憲信
- (4) 所在地 宜野座村字漢那992番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11650号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
- (2) 商号名 東誠工業
- (3) 代表者名 仲吉誠
- (4) 所在地 浦添市字経塚373番地3 グレイスガーデン203号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13381号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・3・21号国道329号西原中城バイパス
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字小那覇並びに中城村字南浜、字和宇慶、字北浜及び字津覇
- 3 縦覧期間 令和2年11月24日から同年12月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、西原町建設部都市整備課及び中城村都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、西原町建設部都市整備課又は中城村都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字安次嶺
- 3 縦覧期間 令和2年11月24日から同年12月8日まで

- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市みらい部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は那覇市都市みらい部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・3・1号那覇空港自動車道及び9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市宇安次嶺
- 3 縦覧期間 令和2年11月24日から同年12月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市みらい部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は那覇市都市みらい部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 石垣市南ぬ浜町
- 3 縦覧期間 令和2年11月24日から同年12月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び石垣市建設部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は石垣市建設部都市建設課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年11月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄通信ネットワーク株式会社 那覇市松山1丁目2番1号
- 5 落札金額 51,453,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年8月14日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第56号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線（嘉手苺～小那覇）道路改築事業（沖縄県中頭郡西原町字小那覇桃原地内から同町字小那覇御殿原地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
西原町字小那覇桃原	267番2	宅地	宅地	293.62	296.54	5.09	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の3954-1、3953、4138、4136及び3954-1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
與那嶺弘	西原町字嘉手苺22番地
與那嶺恵美子	西原町字嘉手苺22番地
與那嶺裕太	西原町字嘉手苺22番地
與那嶺保鷹	西原町字嘉手苺22番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年10月29日

沖縄県収用委員会告示第57号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線（嘉手苺～小那覇）道路改築事業（沖縄県中頭郡西原町字小那覇桃原地内から同町字小那覇御殿原地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
西原町字小那覇桃原	267番5	宅地	宅地	109.38	110.08	5.35	注1
西原町字小那覇桃原	267番6	宅地	宅地	109.38	109.58	6.53	注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の4377、3950、4368、4372及び4377の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の3950、4378、4370、4368及び3950の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人亡新川登吉法定相続人 新川喜永 新川陽規	西原町字小橋川139番地 西原町字小那覇123番地

新川ヒロ子 新川喜正 宮城フサエ 宮里隆子	西原町字小那覇123番地 西原町字小那覇278番地 西原町字小那覇298番地 宜野湾市長田3丁目34番6号
--------------------------------	--

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
西原自動車販売株式会社	西原町字小那覇269番地	土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年10月29日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--